

小規模事業者経営改善資金融資制度

マル経融資のご案内

事業資金に、マル経融資制度（小規模事業者経営改善資金融資制度）のご利用をご検討下さい。

ご融資対象	常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業[宿泊業および娯楽業を除く]の場合は5人以下）である事業者
ご融資額	限度額：2,000万円 （但し、1,500万円を超える場合は、事業計画作成等一定の要件があります）
ご返済期間	[運転資金] 7年以内（据置1年以内） [設備資金] 10年以内（据置2年以内）
融資利率	年1.11%（H30.1.18現在）
融資機関	日本政策金融公庫

■マル経融資3つの特長■

1 無担保

2 無保証

3 低金利

【ご利用いただける方】

- ◆従業員数が小売・卸売・サービス業は5人以下、製造業・建設業・その他は20人以下（役員、家族従業員、パート、バイト等を除く）
- ◆所得税（法人税）・事業税・住民税を完納している方
- ◆鶴岡市内において1年以上事業を営んでいる方
- ◆鶴岡商工会議所の経営指導を原則として6ヶ月以上受けている方
- ◆日本政策金融公庫の融資対象業種の方

◎保証料・手数料は一切かかりません。

※審査によりご希望に添えない場合もございますので、予めご了承願います。

※詳細については、お気軽にお問合せ下さい。

鶴岡商工会議所 経営支援課（担当職員がご対応させていただきます）

〒997-8585 鶴岡市馬場町 8-13 ☎0235-24-7711 / fax0235-24-6171

FAX連絡票（FAX：24-6171）

事業所名		ご担当者様氏名	
住所		連絡先電話番号	
通信欄	<input type="checkbox"/> 融資の説明を受けたい <input type="checkbox"/> その他経営に関する相談（いずれかにチェック）		

※この用紙をご記入後、このままご送信下さい。FAX受信確認後、こちらからご連絡いたします。